

## 国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

---

### (開催要領)

1 日時 平成 26 年 8 月 5 日（火）15:42～16:38

2 場所 永田町合同庁舎 7 階特別会議室

3 出席

#### <WG 委員>

座長 八田 達夫 大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 坂村 健 東京大学大学院情報学環・学際情報学府教授

委員 原 英史 株式会社政策工房代表取締役社長

#### <有識者>

小松 正之 国際東アジア研究センター客員主席研究員

#### <事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地域活性化推進室長代理

藤原 豊 内閣府地域活性化推進室次長

松藤 保孝 内閣府地域活性化推進室参事官

宇野 善昌 内閣府地域活性化推進室参事官

#### <関係部局>

真柄 昭宏 内閣官房日本経済再生総合事務局参事官

### (議事次第)

1 開会

2 議事 漁業権の民間開放

3 閉会

---

○藤原次長 すみません、少し時間が押しております、申し訳ございません。

本日は、最後のセッションになりますけれども、国家戦略特区につきましては、今、追加の規制改革メニューを検討しております。

この秋の臨時国会に向けても、また、様々なルート、一つは、成長戦略に掲げておる項目のフォローアップとか、それから、実際の指定した区域からも規制改革の提案が出てまいりました。

これは、区域会議で実際に挙げられた項目でございますとか、また、今、全国の提案というのも募っているわけでございますが、今、十数項目ございます規制改革事項を追加していくという議論をさせていただく中で、やはり、地域活性化という文脈もこれあり、農

業の問題、それから、林業や漁業の問題もあるのではないかという意見も、区域会議のほうでも出たところでございます。

したがいまして、本日は、公益財団法人国際東アジア研究センター、客員主席研究員でいらっしゃいます小松様にお出でいただきまして、漁業に関する御知見を頂戴することになりました。

それでは、八田座長、よろしくお願ひいたします。

○八田座長 どうも、お忙しいところ、お越しくださいまして、ありがとうございました。

それでは、早速、御説明をお願いいたします。

○小松氏 時間も少ないものですから、ポイントをまとめて紙に書いてまいりました。ただ、ちょっとだけ背景を資料に基づいて御説明させていただきますと、パワーポイントのカラーのものが真ん中辺にあると思うのですが、世界の漁業は、ずっと今、伸びている最中でありますし、特に養殖が伸びているわけです。この伸びが必ずしもいいというわけでもありませんが、ただ、ちゃんと日本以外の他の国は伸びている。

世界は、天然の漁獲物を捕る漁業については、今、停滞気味なのですが、先進国は伸ばしつつあります。これは、新しい漁業の方策を導入して伸びているわけであります。

3枚目を見ますと、日本でありますけれども、日本の場合は、外国の200海里から締め出されて、遠洋漁業がピークには400万トンほどあったのですが、今、約40万トン、10分の1、それから、沖合が黒い紫ですが、700万トンあったのが、今、大体220万トンから240万トン、それから、沿岸は伸ばしていきましょうという国家戦略というか、あったのですが、これもピークに210万トンぐらいが、今、140万トンぐらいで、オホーツクのホタテと、サケ、マスという意図的に伸ばしたもの除去すると、これで70万トンぐらいありますから、残りがもう70万トンしかないという悲惨な状況であります。つまり、日本全国沿岸漁業も3分の1ぐらいに漁獲が減っています。

次のページは、赤ですが、世界中が、養殖は急激に伸びているのですが、日本だけが平成元年から6年頃までをピークにしまして、ずっと下がってきました。それで、震災でがたっと落ちて、なかなか戻らないという状況です。

特に震災地域については、次のページですが、4県をピックアップしてみましたけれども、よく水産庁のデータは、震災前に比べて、どこまで回復しましたかというデータを出すのですけれども、比べるもののが悪過ぎると、つまり、ボトムになったものから、例えば、宮城県などでも、大体21万トンが12~13万トンに減ったのですが、それがせいぜい15万トンに戻っているだけと。

しかし、宮城県でもピークの70万トン弱まで戻せとは言わないのですが、40万トンぐらいを目標にすると、現状は全然話にならない低いレベルになっている。

同様に、岩手だと青森、それから、福島も下がりつ放しですね。

次のページは、東北の主要な港、一番大きな港であります、石巻を見ますと、もっと悲惨さが分かってきました。平成22年でもピークに比べれば、3分の1ぐらいに落ちている

のに、さらに震災でほとんどなくなつて、それで、去年より、一昨年より倍に回復しましたなどといひながら、実際は、震災前、その震災前もひどいわけですが、そこにも届かない。

次のページは、ちょっと意味が違うエビの価格なのですが、実は、今日お配りした資料の中に、日本で初めてきちんとした制度設計に基づいて、個別割り当て IQ、事実上、今、ITQ も内包しているのですが、その方策を導入した新潟県では、日本の漁業というのは、伝統的に 7、8 月が休みなのですけれども、それを年間割り当てが決まったということで、7、8 月を解禁しました。

そうしますと、大きいエビで 130%、中エビで 28% 増加して、他はちょっと下がり気味ですけれども、平均で 17.7% 上がった。夏場に需要が高いわけですね。観光客も多いですし、帰省客も多いわけですか、そのときに捕らないという、言ってみれば、無駄なことを新潟県はしていたわけですね。これは、日本全国しているのですけれども、7～8 月を解放するだけで収入につながっていくということですね。

それから、今日のお話のポイントの一つの漁業権の閉鎖性であります、例えば、特定区画漁業権というのがあって、これは、特定の者に区画漁業権を与えるということであります。特定の者というのは、漁業協同組合のメンバーであります、実は日本の特定区画漁業権というのは、養殖、カキだとか、ホタテ、ワカメ、こういうものの養殖を営む漁業権であります、実は、日本というのは、民主化を果たそうと思って、戦後の GHQ の漁業制度改革が農業改革とともにに行われてきた経緯がありまして、免許の優先順位が、今になって考えますと、非常に産業活動の常識にそぐわないことをやっているわけですね。経営能力とは全く無関係、技術力だとかとは全く無関係の、まず、1 番目には、どんな人であっても漁協の管理、つまり、漁協に入って、その組合員が実際に漁場を使う、我々は行使と言っていますが、そういう人たちに、第 1 番の優先順位を与えて、許可を与えると。ですから、経営能力は全然関係ないわけです。

第 3 番目が、我々が随分推進してきましたけれども、普通の個人や民間企業にやつたらどうかというものがそのままになっているわけですが、これを全部取っ払って 1 位と同じようにしたらどうですかということをやってきたのですが、現行法は、経営能力に無関係の優先順位を設けたままです。

2 番目に、必ずしも漁協だけが漁村社会の組織ではなくて、よく定置網を営んでいるところで、漁民が、ちょっとお金がある人たちが強い場合があるのですが、地元の漁民が 7 割以上を構成員とする漁民会社だとか、7 人以上を構成員とする漁民会社だとか、漁業生産組合だとか、これに 2 番目の優先順位を与えています。

宮城の特区は、2 番目が 1 番と同列になったということで、特区になったわけあります。

次のページが、一番最後ですが、これが東北の養殖の状況ですが、本当に悲惨であります、宮城、岩手、青森とも震災でがたと落ちて、それで、少し戻り気味でありますけ

れども、活気のあった時期に戻る気配がない。

そのようなことを踏まえて、今日はお話ししたいのは、我が国の漁業は、戦後70年間衰退の一途をたどっておりまして、その原因はいくつかあるのですが、一つは、やはり長い間、インプットコントロールと言いまして、漁船の大きさだとか、漁具だとか、日数だとか、魚層だとか、そういうもので規制してきたのです。また、基本的に水産資源は、漁獲して初めて所有権がありますので、そうしますと、必ず漁業者というのは工夫しまして、他人より多く捕ることを必ずやってしまうわけですね。すると、結局、乱獲になる。

イカ釣りのライトなどもLEDなどを発明したところで、規制がない限りにおいては、あれを昼夜分かたず、海の深いところまで入れて取り出すと、やはり乱獲につながるわけですね、よく省エネとは言いますけれども、昔は松明だけでイカが捕れたわけですから、松明にみんなが合わせれば、同じような数量のイカは捕れていくわけですね。

したがいまして、やはり、世界の趨勢は、総量規制、これを私たちはTACと言っています。トータル・アローワブル・キャッチですが、それを過去の漁業者の実績などに基づいて、やはりきちんと配分することが大事です。

それで、ノルウェーだとか、アメリカだとか、アイスランド、オーストラリア、ニュージーランドは、全部この方法で資源を回復してきている。つまり、科学的に資源の回復をもたらすTACを決めて、それをちゃんと配分して、一人一人が、どのぐらい捕るのかということをきちんと報告してモニターできる体制にしてしまうわけです。これが、決まっていないと、誰がいくら捕ったか確認できませんし、取り締まりのしようもなくて、結局は資源の減少、それから、人より、やっぱり早く捕りたいということで、船を1隻で済むところを2隻だとか、無理して漁に出るだとか、小さい魚も捕ってくるだとか、売れても売れなくても、とにかく人に捕られるよりは、自分が捕ってきて一番に揚げるだとか、こういうことで、収入が減少して、それを漁獲する投資コストは増大して、経営が破たんしてきていると。毎年1万経営体が減少しているわけあります。

もう一つの提案は、こっちのほうがポイントではありますが、先ほど養殖の減少ぶりを御紹介申し上げましたけれども、漁業への参入規制があると。特に沿岸の漁業権は、大体漁業協同組合とそこに属する漁業者に、排他的に、優先的に分け与えられております。

ノルウェーなどは、はっきり経営能力だとか、環境への配慮だとかというのを要件にして審査した上で、最終的には許可を出すかどうか決めているわけです。かち合うときは入札するわけでありますが、日本の場合は、漁業協同組合に漁協権が漁業法上、優先順位1位で与えられることです。特に今、問題は養殖の漁業権ですね。

優先順位第2位は、漁業生産組合ですが、この2位を、さっき申しましたように、東日本大震災の復興特例法によって、優先順位を第1位にして石巻の桃浦地区では漁協以外の漁業生産組合に養殖の漁業権、すなわち特定区画漁業権が与えられた日本で唯一の例であります。

第3位は、本来はここを目指すべきなのですが、法人企業と個人です。

沿岸漁業は、県により異なるけれども、震災前で岩手県は2割、宮城県は3割しか後継者がいません。

東日本大震災後は、6割が漁業をやめたいと表明しておりました。例えば、大船渡の漁業者は養殖をやっている地域でも27名いたのですが、それが実際、今8名まで減ったと。それで、残りの4名もサラリーマン的にやっていて、やる気があまりなくて、真面目にやっているのは4名だけだということで、27名が4名ですので、スペースをみんなに分け与えているのですが、やはり、やる気のない人は全部使っていない状況であります。

○八田座長 そういう人たちは、まだ漁業権を持っているのですか。

○小松氏 持っています。

○八田座長 それが不思議ですね。

○小松氏 無理やりやってしまうのですね、やりたいという人には。

○八田座長 7名だか、4名は、やめた人ですね。

○小松氏 やめた人にはやっていません。27名から8名になって、やめた人たちにはやつていません。

○八田座長 もうやめた人は、永遠にこの権利はなくなるわけですね。

○小松氏 そうですね。

○八田座長 漁業組合員でもなくなる。

○小松氏 漁業組合員かどうかは、あと、共同漁業権だとか、漁船漁業の権利があって、それを特定の日数以上営んでいる人は、引き続き組合員であり、養殖を営むというところからは、手を洗ったと、養殖を営んでも、漁船漁業を営んでも、共同漁業権で再開、再操をやっても、アワビなどを採りに行っても、90日営んでいれば、一応、資格は残るということです。

それで、沿岸漁業のうち、養殖が一番ちょっと工業的というか、農業にも近いですし、計画生産が可能であって、これをやはり外から入る人に解放するというのは、非常に重要なことだろうと思うのですね。今言ったような状況は、東北のあらゆるところで見受けられるところでありますて、ここに、やはりきちんとした新しい形のシステムを入れるかどうかが、沿岸地域と漁業の再生と活性化に貢献するかどうかにかかっていると思うのです。

ただ、一方で、漁協を通じて漁業権を与えてもらうことによって、漁協がそれを、言つてみれば、土地の再配分権を持つわけですから、既得権になるわけですね。その下にぶら下がる人たちが、小作人みたいになるものですから、なかなか直接宮城の桃浦漁業合同会社みたいなところにやろうという気にはならない。手数料が入らなくなる、今度は販売のルートもここを経由しなくて済むようになる。販売手数料も入らない。それから、資材の調達も、そっちの会社にやられたら、また、その手数料も入らないということなので、そこは、彼らにしてみれば、既得権が取られるということですね。

また、やはり漁業権を持っていましたと、営業権の侵害、特に陸上の開発行為が起こってきたときに、これを持っていると補償の対象になり得るということで、なかなか手放した

くないという人たちがいるわけですね。

それで、今日は二つほど特区で考えられませんかということをお話しさせていただけたいと思います。

一つは、宮城県の特区の場合は、1949年にできた法律の漁業生産組合、これは7名以上か70%以上の地域の住民が集まって、誰かと組めば、漁業生産組合ができる、そこは漁業権をもらえる規定なのですが、当時は、大体100万人からの漁業者がいたわけですね。今は18万人ありますし、震災後は、もっと急激に減っていると思うのです。

すると、7名だとか、70%を集めるというのは、もう時代にそぐわない。今日現場の漁業者と話したのだけれども、3名ぐらいでいいのではないでしょうかと。やはり、7名は、今田舎で7名の漁師を集めるのは至難の技ですね。だから、例えば3名に閑をしていただいて、問題は、桃浦の場合は、一つの入り江で残った15人がまとまれたのですね。今、私が話している生産組合は、組合員は15名いるのですけれども、養殖を営んでいる人は6人です。

それで、6人の集落が飛んでいるのですね、2名、2名、2名になっていまして、そうすると、桃浦とは違った区割りになってしまふわけですね。だけれども、それは、既得権というか、既存の海域にそれぞれをこの生産組合のもとに属している人が、それぞれ全体の中で飛び地みたいに許可をしてもらえば、別に問題ない、構わないのではないかでしょう。

それから、越喜来に、三陸漁業生産組合というのがあるのです。彼らは、ちょっと3名か何かの要件に下げて、立ち上がってみたいとのことです。

○八田座長 場所は、どこですか。

○小松氏 これは、越喜来にあります。大船渡市、昔は、三陸町越喜来と言ったのです。あと、集落も色々あるのです。

宮城は進んでいるのですけれども、岩手が遅れているということ。

それから、一応、組合員の中で、漁協から漁業権の行使権をもらえるのが、岩手県も気にしてせいか、何か個人だけではなくて、法人もいいと、つまり、越喜来のこの会社が、法人ですから、ここに与えられるように、岩手県のほうも改正してくれたと言うのですけれども、ここでの提案は漁業権を直接県からもらうことです。そういうことではないと。

つまり、あなたの組合が、組、漁協経由で権利をもらうということは、世の中としては何も変わらないと。あなた方が、直接宮城みたいにもらうことなのですよと。それは分かっていますよ。それによって、宮城県の特区のような形になっていくわけですね。

本当は、この特区の提案も経営要件のほうを明記した特区にするほうが筋は筋なのです。経営能力がある者について、誰でも参入できるみたいな提案が筋は筋なのですが、現実や実際問題に受け皿があるかどうかを考えた場合は、こっちのほうは確実にあると。この人々は、やると思います。

もう一つは、今、私たちが新潟でやっている対策と合わせて考えたときに、ITQの普及の提案をしたいのです。

○八田座長 新潟というのは、さっきのエビですね。

○小松氏 そうです。IQ、ITQ ですね。やっぱり、これから個別割り当てにしていかない限りは、乱獲が進むと思うのです。

実は、岩手県は、北海道に次いで、サケ、マスの大回遊県なのです。シロザケがふ化放流事業で、相当帰って来ていまして、震災前は、大体 2 万 5,000 トンぐらい帰って来ていたのです。震災後、激減しまして、8,000 トンぐらいまで減って、最近は 2 万トン前後ではないかなと思うのです。

問題なのは、昔は結構、漁業者の漁船漁業で捕れていたのですが、実は、これも優先順位とも絡むのですが、岩手県の特殊性というのは、漁業協同組合が定置網漁業を自営しているのです。漁協が事業を営むことができるという規定があるのです。それで、定置網の場合は、漁協が優先順位 1 番、それで、次いで第 2 位が漁業生産組合だとか、第 3 位が個人になるのです。

ただし、定置網の場合は、養殖と違って 1,000 万円ぐらいの投資ではできませんので、必ず 1 億円だと 2 億円かかりますから、やはり法人、個人の場合が多いのです。宮城県は、そういうケースが多いのですが、ただ、サケが豊富に回遊する岩手県は、伝統的に漁業協同組合が定置でサケを、川に帰ってきたものを捕って、それで段々沖でサケを捕る人たちを排除して、今ほとんど沖で捕る人たちがいなくなつた状態なのです。

実は、青森県と宮城県は、沖で漁業者の固定刺し網漁でサケを捕らせているわけです。私も若い頃は、北洋のサケマス流し網漁業のアメリカ海域だと、ロシア海域での操業のお手伝いをしましたけれども、沖捕りのサケというのは、定置に帰ってくるサケに比べて、ものすごく商品価値が高いのですね。ちょっと表現ぶりの品が不足しますが、帰ってきて、もうよたよたなのか、若いのかの差がありますて、ただ、岩手県の河口まで帰ってくると、そんなに差はないのですが、やはり違うわけです。

それから、沿岸に帰ってくると、早目に帰ってきて、しばらく滞留しますから、定置だと河川の付近に集中してしまうわけです。だから、本当は、その数万トンの漁獲物を有効配置するというか、利用するのも、やはり違った漁法で捕るということが重要なわけです。国家全体、県全体としての経済価値を高めていくという意味からは、非常に重要になるわけです。

もう一つは、漁業法だと、漁業協同組合法の規定に関わるのですが、漁業協同組合というのは、組合員のために奉仕の目的がはっきりしているのです。

ところが、岩手県の問題は、漁協が儲ければ、自営で漁協の組合員は、失業し脱落しても結構という方策をとっているわけです。

だから、サケのある程度の部分を、漁協の組合員が、今、固定刺し網で捕りたいと言っているのですけれども、それを捕らせないと言っているわけです。

○八田座長 漁協の組合員を犠牲にして、理事たちが儲けている。

○小松氏 それで、彼らからずっと相談を受けているのは、ITQ で、要するに 2,000 トン、

例えば一人 10 トンで、200 人で 2,000 トンだと、2 万トンに比べて、10%を捕らせてくれと。こういうことを県庁に 2010 年以前から要望してきたのですが、県はかすみ網だとか、資源管理、乱獲につながるだとか、こんなことを言っているので、おかしいじゃないかと、ちゃんとモニターも全部やるよと、ここにも書きましたけれども、今日もずっと話してきたのですが、VMS 全船積むかと言ったのです。今、日本の漁船というのは、VMS を嫌がって積まないので。こんなの世界の笑いものなのですけれども、つまり、航跡をトレースされるわけです。それから、タブレットで、毎日漁獲報告できるかといったら、そういうやつしかやらせませんと。

それから、水揚げ地を指定するというのは、やはり重要だと。そこにオブザーバーを置くわけですね。それは、久慈と宮古と釜石と山田と大船渡、5 港以外は入れさせませんと、それを入れたら、もう違反ですと、そういうことで全部管理しますと。

今、岩手県の知事許可漁業では、固定刺し網漁業は、サケを捕ってはならないと許可証に書いてあるわけです。それをこういう定置網の漁獲を 10% 削り、上記の条件でやる場合には、サケは捕ってよろしいと。これは、宮城県だとか、青森県はやっていることなのです。こんな、要するに前近代的なところが、だから、ITQ を推進するという意味合いと絡めまして、彼らの生きる道を確立したい。

それで、彼らは 2,000 名の署名を集めたのです。ちゃんとして操業するというだけでも、色々な条件を課しても 200 名ぐらいは何とかなる。定置漁業権の優先順位が適応される定置網から 2,000 トンを買い上げて、漁業者に ITQ として配分し、新漁業としてサケ漁業を始めたいと思います。

以上です。

○八田座長 ありがとうございました。

まず、養殖の話があったのですけれども、養殖のほうは、はっきり漁業権ですね。カキが典型ですね。それに対して固定刺し網のような沖合の漁業も、これは漁業権なのですか。

○小松氏 沿岸は、漁業権です。日本の許可の体系は、世界で非常にユニークでして、沿岸の漁業権というのは、ほとんど日本にしかない制度なのです。普通は、漁船の漁業に対して許可という形で出すわけですね。だから、固定刺し網の許可にサケは捕ってはならないと書いてあるものですから、そこに IQ を導入して、それから VMS だとか、報告、水揚げ港の指定を条件として、サケを捕ってはならないというのを解除する。

○八田座長 そうすると、今二つの話がありますね。そして、最初のほうが漁業権の話で、あとのは。

○小松氏 漁業の許可の話です。しかし、相手方の定置漁業は定置漁業権という漁業権の話です。

○八田座長 要するに、漁業の資源管理をするための方策の突破口として、固定刺し網のサケの漁業の許可から始めたらどうかと、そういうことですね。

○小松氏 そうです。

○八田座長 それで、固定刺し網のところというのは、今まで知らなかつたことですけれども、そこでは、ITQを始めるということによって、特に資源が不足するということはないのですか。そこさえきちんと管理していれば、大丈夫なのですか。

○小松氏 そう思います。漁業協同組合だと、岩手県は、資源の乱獲につながると必ず言ってくると思うのですが、ですから、結局、毎年回遊するのが2万トンぐらいで決まっているわけですね。その定置網からの再配分ということですから、それをちょっと沖で品質がいい時期に、ある程度期間を長くとるのか、捕った分は、当然河川には、戻る量からは減ってしまうわけで、その分は減るわけですが、資源管理上は、ちゃんと4年ごとに帰ってくるわけですから、河川で残った卵の部分をちゃんと確保すれば、資源管理は十分だと。

ただ、沖で捕った人たちからも、ふ化放流の協力金を出せというのだったら、これは喜んで、彼らも出します。

○八田座長 そこは、そういうセットの話であるというわけですね。そこで、利権を失うのは、漁業組合が直接経営している川での。

○小松氏 川というか、河口のところですね、湾のほうですね。

○八田座長 それで、さっきの養殖のほうに戻りたいのですけれども、養殖の場合には、小松先生の御提案としては、結局、合同会社を作る要件を、今の7人から3人でもできるようにしようと。それでもって、直接漁協と同列の資格でもって許可を与えるようにしようというものです。

○小松氏 はい。それで、漁業合同会社というか、漁業生産会社はもうできているのです。彼ら自身も養殖の許可も、事業の定款の中に書き込んで入れたいと思っているのですが、今養殖業者は6名しかいないものですから、なかなか進まないという状況なのです。ですから、そこを3名にして、一気に進める。

○八田座長 私の心配は、そうすると、とにかく漁業権をもらい受けるところが、漁業組合と、その会社になりますけれども、基本的には、新規参入者は、誰でも入れるようにしたいわけですね。今すぐではなくてもいいけれども、将来は、そこの漁業者だけではなくて、誰でも入れるような仕組みにしたい。

○小松氏 はい。

○八田座長 そうすると、養殖についても養殖の権利の入札みたいなことに、最終的にはならざるを得ないし、それから、入札でなければ割り当てでしょうけれども、新規参入を入れる必要はある。

○小松氏 そうですね。

○八田座長 最初は、県が割り当てても、何か10年ぐらいかけて、段々割り当て分を減らしていくって入札分を増やしていくかなければいけないという気かするのですが、諸外国では、漁業権だけではなくて、さっきの許可数量でも、入札しているところはあるのですか。

○小松氏 ノルウェーは、最終的に要件が合致して、数が許可の数より多いときは、最終

的には入札ですね。

そこは、私も迷ったところで、やりやすさから考えると、今言ったように3名にしたらと思うのですが、筋から言ったら、途中まで書きかけたのですけれども、経営の要件を入れて、経営上やれるところには許可を、漁協以外であって、経営上能力があるところについては、養殖の許可を出しなさいと、そう書くのは、やはり筋だと思うのです。我々高木委員会でも、そういう要求をずっとやってきましたから。

○八田座長 そうすると、ちょっと繰り返しになるけれども、仮に当座は3名ができる合名会社と漁業組合とに数量割当をする。そして、例えば、10年にわたって数量割当てに配分する権利を段々減らしていく。そして、減らした分は入札対象に振り向ける。既存の会社や漁協が買ってもいいし、新規参入が買ってもいい。とにかくその権利を売る。県としては、この場合10年後には、お金を払っても漁協や今の会社がやりたければやればいいし、それから新規参入が入ってきたければ入ればいいと、そういうことになりますね。

○小松氏 そうです。今、越喜来は、結局残るのは自分たちだけだから、自分たちが会社、組織なりを大きくしながらちゃんと経営していくと。他の連中は、若干サラリーマン的な兼業ですね、どこかに勤めている。

○八田座長 そうすると、今言ったようなことでやると、特に養殖に関しては、これで何か損するという人は、特にいないですね。さっきのサケのときには、明らかに漁協は損するけれども、この場合には、特に損する人はいない。

○小松氏 その話は、ずっと我々について回る話ですけれども、それで、どうなのだと聞いたら、そのなのでけれども、彼らいわく「結局は、残った彼らにやるのが嫌で反対だという者ばかりなのだと。だから、反対は出ると思うのです。感情論的反対ですね。」つまり、ただ、そこで、こちらに漁業権を集中するだとか、許認可を与えるだとか、ということの動きには反対するとは言うのです。

しかし、今八田先生が言られたような現象というのは、今の8人が4人になり、また2人になっていくわけですね。それを束ねるという方向に小松先生なるのですよと、こう言っているのですけれども、それは分かったけれども、そんなのは政策ではないなと、やはり、特区だとか、経営要件だとか、人数要件のほうで推進していかないと、漁協は結構抵抗したままだなと。だから、やはり特区のほうから、特区なり、何らかの施策のほうから漁協の変革の方向を後押ししてやるというのは必要だと思うのです。

○八田座長 経営要件というのは、基本的には入札をやっていけば、経営に自信のあるところだけができるわけだから。

○小松氏 もちろん、経営審査をやりながらですけれども。

○八田座長 選別されると思うのですけれども、だけれども、とりあえず、今の養殖に関しては、あまり既存のところに直接的な損を与えずにできるけれども、今仰るのは、何かの反対給付とか渡さないと、抵抗はあるだろうということですね。

○小松氏 そうですね。何か渡したほうが。

- 八田座長 それは、何をやればいいのですかね。
- 小松氏 金なのでしょう。
- 八田座長 どういう形で。
- 小松氏 補償金だとか。
- 原委員 大体どれぐらいの。
- 小松氏 分かりませんけれども、相当ではないですか、色々な形で、多分、年間食っていけるくらいは、どこからか入っているのではないかと思うのですけれども。
- 八田座長 ということは、漁業組合の組合員に補償するのではなくて、漁協の幹部に補償するのですね。そのガバナンスはどうなっているのですか。
- 小松氏 高くありません。ですから漁業権は漁協のほうは漁協のほうで、自分たちの生産組合のほうは生産組合で買いたいと、二つ、両方パラレルでやろうと思っています。
- 八田座長 どうぞ。
- 原委員 さっきのノルウェーで漁協権が入札されているというところ、入札をして、その権利金のようなものを納めるのですか。
- 小松氏 要するに、国が販売しますから、国に納付するわけです。
- 八田座長 日本の場合は、県ですね。
- 小松氏 日本の場合は、県ですね。ノルウェーは、漁業は全部国家統制なのです。小さいですから。
- 原委員 今の日本の仕組みというのは、県に納付するというのは。
- 小松氏 全くないです。無償で、せいぜい印紙税みたいな程度ですね。
- 原委員 だから、入ってきた権利金を補助金というか、手切れ金なのか、それに回すということは、手立てとしては。
- 小松氏 これは、戦後の漁業権の切替え手が、旧漁業法から新漁業法にするときに、全部手放させたのです。それで保証金を全部支払うことにしたのです。それで、国が支払ったのです。そういう例はあります。ただし、その支払い方が、もう何十年もかけてゆっくり支払うということですから、実際には、そんなに支出はなかったのですけれども、それは、前例としては、近い制度があります。
- 原委員 あと、養殖業で、これはまさにノルウェーなどと比較をしても、より企業的な、大規模に投資をしてやっていくという者が出てこないといけないのだと思うのですが、そのときに、先ほどの越喜来の漁業生産組合の6名の方々がどの程度やられるのかというのがあるのですが、やはりどこかのタイミングで企業的な投資というのが出てくる、それは、日本の企業なのか、海外企業なのか分かりませんけれども、というのが必ずどこかのタイミングでは必要なのだろうと思うのですけれども、そこは、何かどこか。
- 小松氏 宮城の特区を見ると、資本の50%以上が漁業者となっていますけれども、450万円と440万円で、仙台水産が440万円ですが、実際の融資、貸付けの金額だとか、持ち出しを見てしまうと、資本金ではないのですけれども、数億仙台水産は持っているわけです

ね。だから、有名無実なのです。だから、資本の制約をあなた方は要るかと聞いたのです。この越喜来に、要するに、やるかやらないかで、社長を誰か能力のある人がやるかどうかの話だねと言ったら、いや、必ずしも要りませんと言うのです。

だから、例えば、越喜来のものをベースにして、そこに入ってきてもらってもいいですし、もっとも、さっきの八田先生のお話のように、これをベースにして、何か権利の売買なり、また、一つの条項を作って、新しいのが 10 年後か何かから全く放棄されたところには参入可能というか、そういうふうにするかとかあると思うのです。

○原委員 これは、企業でそういうところに思い切って、根性入れて入ってこられるというところは。

○小松氏 仙台水産は、やってくれるのではないかと思いますけれども、どうですかね。だから、企業がすぐ入らなくても大丈夫ですけれども、あとは、農業の販売をやっている農業事業法人が買い付けをしたいだとか、買い付けをする場合は、漁船漁業だけではなくて、養殖があったほうが、安定感があるのです。やってみたいというのがありますから、最初から大きいところを狙わないで、こつこつと民間資本を、必ずしも全くの消費的なものではなくて、農業だとか、食品会社、中堅クラスの、それはあると思います。実際に、その話もあります。

○八田座長 仙台水産のやり方を見ていたら、周りが真似しますね。

○小松氏 相当地元も東京も寄ってくると、ストーリー性があると言っていますね。やっぱり、訴えるものがあるじゃないですか。仙台水産で作っているものが、別に他に比べていいわけでもないと言ったら、シマヌキさんに怒られますけれども、捕った後の品質管理は若干いいのかもしれませんけれども、海の状態はそんなに変わらないのです。それでも、ああいうふうに頑張っていると、特区で若い人も入って、新しい企業体としてやっているというのは、夢がありますね。だから、すごく色んな人が、東京は寄ってくるし、あと、地元も販売で、あそこの桃浦の特区とタイアップしたいという人が増えているのだそうです。必ずしも特区と一緒にやる、養殖と一緒にやるではなくて、販売の提携と一緒にやると。

○八田座長 藤原次長、宮城の桃浦は知事が一生懸命だったのだけれども、岩手はあまりそうでもなかった。

それで、今の御提案は岩手ですね。岩手の生産組合が、もう会社を持っているわけだから、その養殖への権利を 3 名でもいいということにしてほしいとその会社が事業者として提案してくる。でも、それだけで特区になれるのでしょうか。やはり地元自治体が、これはほしいというものが、何かなければまずいのだろうと思うのですけれども。

○藤原次長 個人も含めて事業者の提案というのは自由に受け付けます。今の 6 特区を念頭にした場合、あるいはそれ以外の地域を念頭にした場合、特に民間の方々であれば、全国どこでもいいからやりたいという人もいますので、まさに宮城県の組合の方々がやりたい地域を念頭に自由に提案されることは全然問題ないと思います。

そこから先、指定をすることは、区域会議を早急に作るという前提ですから、当然自治体の理解が必要なわけですけれども、そこまでの時間軸というのも全く今の段階では見えませんので、まずは、そういう自由な御提案を関係者の方々にしていただくというのは、一般論として全く問題ないと思います。

○小松氏 それで、2番のほうは、別にあまり法律を、要するに漁業の許可ですから、知事がオーケーと言えばいいのですが、1番のほうは、ちょっと私も特区の成り立ちについて理解をしたいのですが、宮城県の特区も、要するに水産の特区法でようやく優先順位が1番と2番が同列になったわけですね。

○八田座長 震災の。

○小松氏 震災の特区ですね。だから、今度ここで何か提案するのは、法律上は、やはり7名の要件はあるわけですけれども、それは、この特区のほうで3名にしたいといつたら、3名でやらせてもらえるものなのですか、いいのですか、それは法律を超えて。

○八田座長 法律を変えるのです。特例を設ける。

○小松氏 それは、もう是非、そのための特区なのですね。

○八田座長 そうです。

○原委員 そうしたら、3名に緩和とか言わずに、第1順位から第3順位まで全部同列で。

○小松氏 だから本当は、私そう言いたいのです。しかし、現実を考慮して段階的に要求しています。

○原委員 それで行ったときに、かえってそれで動かなくなってしまうということはありますか。

○小松氏 どっちですか。

○原委員 同列にして、経営の健全性だけでいくという理想的な案で出したときに、それによって反対が強まってしまって、物事が動かなくなるとか。

○小松氏 だから、そっちだと、全国全部から来ますね。

○八田座長 特区です。

○小松氏 特区というのは、地域限定の特区ですか。

○八田座長 そうです。だから、例えば、さっきの岩手のそのあたりで、今、原委員が仰ったように、全部同列にしてしまうということにしたら、そこで反対が。

○小松氏 筋論は、全部同列です。

○八田座長 だけれども、例えば、養殖に限って見たって、やはり相当な反論が。

○小松氏 そう思いますね。どちらかというと、文句の言いやすさは、同列にしたほうが、同列は多分、彼らは怖いのです。こっちも怖いとは思うのですけれども、6名を3名にしろ、7名を3名も怖いとは思うのですが。

○八田座長 少なくとも3名の人が目の前にいるわけですから。

○小松氏 だから、すぐ可能になってしまいますけれども、だけれども、法律を変えるような手続を取るのであれば、やはり同列のほうが、筋は筋ですよ。やるなら。

○八田座長 私が言ったのは、最終的に同列にしてしまおうというわけですね。10年たつたら、その間は。

○小松氏 だけれども、法律には、何年後にはそうだということを書き込むのですか、それとも今は書き込まないのですか。

○八田座長 書き込むようにしたらどうかと、私は思いますけれども。

○小松氏 それなら、それでいいと思います。だけれども、やはり文章は見てしまいますがね。

○八田座長 だけれども、権利は、今のを認めてやって、今権利を持っている人たちが売買を段々できるというふうにして、今の人たちに特権を、売却からの利益を与えるということも可能かもしれませんけれども。

○小松氏 その間にね。

○原委員 でも、6割やめられるわけだから、金銭的なことだけ処理すればいいわけですね。

○小松氏 だから、それを買う人を金銭の売買で行くのだったら、買う人が経済力のある人じやないとダメですね。一般人じやないと。残った漁業者だと、そんなに経済力ないでしょうから、ただ、担保性を持たせるかどうかです。銀行から融資を受けて払うように。

○八田座長 例えば、仙台水産が入るとすれば、今までの漁協に対して、漁業権を配分してもいいことにする。その上で一部をそれ以上に売りたければ売ってもいいことにすればよい。仙台水産が漁業権購入に支払う金が既存事業者にある程度還元するような仕組みにすればいいわけですね。そもそも権利の割り当てはそんなものですね。割り当ててもらえば非常にラッキーでお金が入ってくるわけですね。

○小松氏 それだったら、養殖の権利も、ノルウェーも今はこうなっているのですけれども、要するにITQ状態になっているのです。要するに権利の売買が可能なのですよ、届ければいいのであって、もちろん、買う人は要件を満たしていないとダメですけれどもね。

○八田座長 その権利を10年間認めて、段々減らしていくと。その間は、ちゃんと配分された権利を売り買いできて、お金になるという仕組みにすればいいのかもしれませんね。

○小松氏 そうですね。そのほうがすっきりです。

○八田座長 その代わり、10年たつたら、もうないよと。

○小松氏 それで、新しい制度でまた。

○八田座長 そうです。

○小松氏 だから、そのときは、全く経営要件だけで、経営だとか、環境要因だけでいくと。

○八田座長 最初のは、今のをもろに認めましょうと、それで、新しく会社をやりたいときには、それを買ってください。でも、その権利の配分は、毎年ちょっとずつ減っていくというようなことですね。

でも、本当は最初にちょっと財政的な支援が、プッシュがちょっとあったほうがいいよ

うな気もするけれどもね。入札をすると、最終的に国や県に金が入りますから、それを原資にする手もあります。

それで、ただし、養殖だけはえらく狭い。養殖は産業化が可能だから、ある意味で漁協を全部残したまま、養殖の漁業権についてだけやりましょうという案ですね、この第1のほうはね。

○小松氏 ちょっと今分からなかった。

○八田座長 養殖に関しては、この権利を始めから3名にして、会社をやりやすくしようと。それから、将来的には、こここの養殖に関する権利は、ちゃんと誰でも入れるように、順位がない。

ところが、漁業権については放っておくわけですね。

○小松氏 他の漁業権は、共同漁業権があるのですが、これは、やはり今の資源の悪化の状態からすると、あまり経済的価値はないと思うのです。アワビなどを採る権利です。アワビがないとは言わないのですけれども、それほど旨みはない。

○八田座長 旨みはないから、漁協にずっと与え続けるのがいいのか、どこかそこで補償金を払って、一発に県が買い取ってしまったほうがいいのか。

○小松氏 これはGHQが介入して、最終的に決着するときに、漁業権の管理主体を漁業協同組合にするのか、市町村にするのか、市町村というのはもっと、要するに広範な地域住民という概念だったのですね。それで、漁協というのは、漁業者という概念で、最終的には、ソ連に配慮しながら漁業協同組合、それで、当時の農林水産省も自治省より強かったのでしょう、そっちのほうにいった経緯はあるのですが、これは簡単に言うと、やっぱり根本的に誰が漁業権を管理するのか、地先の全体を市民全体のものという考え方なら、やっぱり市役所というか、市が管理するのだろうけれども。今は実際は、県は管理をする、地先の共同漁業権の許認可の最終決定権者にはなっているのです。どこの地先に対して、どんな内容の共同漁業権を与えますかと、これは漁協から上がってくるのですが、それを一々県がチェックしているわけですね。チェックして、漁業調整委員会に諮って、それでよければゴーサインを出して、許可をきちっと書いた上で、もう一回公示して意見を聞いているわけです。

だから、事実上は県なのですが、それで、県も県の水産課とのパイプの県なのです。自治だとか、経済のほうの県ではないのです。

○八田座長 では、小松先生としては、市町村に落としていいと。

○小松氏 私は、そっちのほうが筋は筋だと思うのですが、今二つ、なかなか共同漁業権とこっちと両方やるかどうかというのは、多分、特定区画漁業権、養殖の漁業権だけで多分ギャッと言うでしょうから、岩手の場合は、結構アワビはありますので、こっちのほうも市町村だということになると。もう一つは、市町村があまり管理能力ないです。

○八田座長 もう時間も過ぎてしまいましたね。非常に貴重な御示唆をいっぱいいただきましたので、ちょっと具体的な提案をどうするかというのは、練っていただきたいと思い

ます。

○小松氏 これは1枚で、今日はこれ以上書いたら、かえって混乱するかと思ってあれで  
すけれども、まだまだ全然本当は書き足らなくて。

○八田座長 今の養殖の件で穴が開くだけで、大変な大きな成果だと思いますけれどもね。

○小松氏 それで、漁業者は、結構2番にも期待していますので、こっちのほうが簡単だ  
ろうとは思うのですが、制度の特区としての意味合いは上のほうだろうと思いますけれども、現実味は、こっちの下のほうも喜ぶと思います。許可の裏書を変えるだけの話なので  
すが。

○八田座長 2番目は、しかし、岩手特有ですね。

○小松氏 そうなのです。

○八田座長 だから、そこがちょっと岩盤規制云々に合うかどうかという問題はあると思  
うのです。

○小松氏 ですから、そのところを現実的に、ちょっと釈迦に説法で言いにくいのでは  
すが、やはり世の中にIQを、ITQを推進するという大義名分のもとに、どこの県もそれをや  
れと、だから、宮城は沖捕りをさせているのだけれども、クオーター制でやれと、今、新  
潟だけのものですから、何かPRというか、推進材料にならないかなと。

○八田座長 分かりました。

では、どうもありがとうございました。